# 宮城大学学位規程

平成21年4月1日 規程第37号

(趣旨)

第1条 この規程は、宮城大学学則(平成21年4月1日規則第2号)第41条第5項及び宮城 大学大学院学則(平成28年宮城大学規則第5号)の規定に基づき、宮城大学(以下「本学」と いう。)が授与する学位について必要な事項を定める。

(学位の種類)

第2条 本学において授与する学位は、学士、修士及び博士とする。

(授与の要件)

- 第3条 学士の学位は、本学を卒業した者に授与する。
- 2 修士の学位は、本学大学院研究科(以下「研究科」という。)の博士前期課程を修了した者に 授与する。
- 3 博士の学位は、研究科の博士後期課程を修了した者に授与する。
- 4 前項に定めるもののほか、博士の学位は、博士課程を経ない者であっても、博士論文の審査 及び最終試験に合格し、かつ、博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認さ れた場合は、これを授与することができる。

(学位の申請)

- 第4条 前条第2項及び第3項の定めにより学位の申請をしようとする者は、学位申請書(様式1)に学位論文(修士の学位を申請しようとする者は、学位論文又は特定の課題についての研究成果。以下同じ。)その他別途定める必要書類を添えて、別途定める期日までに学長に申請するものとする。
- 2 前条第4項の定めにより博士の学位の申請をしようとする者は、学位申請書(様式1)に学 位論文その他別途定める必要書類を添えて、別途定める期日までに学長に提出し、かつ、所定 の学位論文審査手数料を納付するものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、本学大学院の博士後期課程に3年以上在学し、必要な研究指導を 受けて退学したものが、退学したときから3年以内に学位の申請をした場合は、学位論文審査 手数料の納付を免除するものとする。

(学位論文の受理及び審査の付託)

第5条 学長は、前条の規定により学位論文を受理したときは、研究科教授会にその審査を付託 するものとする。

(学位論文審查委員会)

- 第6条 学位論文が審査に付されたときは、研究科教授会は、当該研究科の教員のうちから選出された委員により組織された学位論文審査委員会(以下「審査委員会」という。)に、当該論文の審査を委嘱する。
- 2 審査委員会は、主査1名、副査2名以上の委員で組織する。
- 3 第1項の規定にかかわらず、研究科教授会は、学位論文の審査に当たって必要があるときは、本学大学院の他の研究科、他大学の大学院又は研究所等の教員等を委員に加えることができる。

(学位論文審査及び最終試験)

- 第7条 審査委員会は、学位論文の審査及び最終試験を行う。
- 2 最終試験は、口頭又は筆答により行う。

(学力の確認)

第7条の2 第3条第4項の定めにより本学大学院博士後期課程を修了した者と同等以上の学力を有することの確認は、審査委員会が学位論文に関連ある分野の科目について、口頭又は筆答により行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、本学大学院博士後期課程に3年以上在学し、必要な研究指導を受けて退学した者が、退学したときから3年以内に博士の学位の申請をした場合には、学力の確認を免除することができる。

(審査期間)

- 第7条の3 学位論文の審査は、第3条第2項及び第3項の定めにより申請した者については、 学位申請者の在学期間内に終了するものとする。
- 2 第3条第4項の定めにより申請した者については、申請を受理した日から1年以内に審査を 終了するものとする。ただし、特別の理由がある場合には、研究科教授会の議を経て、その期間を延長することができる。

(審査委員会の報告)

第8条 審査委員会は、学位論文の審査及び最終試験を終了したときは、審査結果の要旨及び最終試験の成績並びに学位授与の可否についての意見を添え、研究科教授会に文書で報告しなければならない。

(議決)

- 第9条 研究科教授会は、前条の報告に基づき学位申請者に対する学位論文の審査と最終試験の 合否並びに学位授与の可否について議決を行う。
- 2 前項の議決は、出席者の過半数の賛成を必要とする。

(審査結果の報告)

第10条 研究科教授会が前条の議決をしたときは、研究科長はその結果を文書で学長に報告しなければならない。

(学位の授与)

- 第11条 学長は、学位を授与すべきものと決定した者には、様式2により卒業証書・学位記又は学位記を交付して学位を授与する。
- 2 学長は、修士又は博士の学位を授与できないものと決定した者には、その旨を通知するものとする。

(専攻分野の付記)

第12条 第3条の規定により授与する学位に付記する専攻分野の名称は、別表に掲げるとおり とする。

(学位の名称)

第13条 本学の学位を授与された者が、学位の名称を用いるときは、「宮城大学」と冠するものとする。

(博士論文要旨等の公表)

第14条 学長は、博士の学位を授与したときは、当該学位を授与した日から3月以内に博士論文の内容の要旨及び審査結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

(博士論文の公表)

- 第15条 博士の学位を授与された者は、授与された日から1年以内に、博士論文を公表しなければならない。ただし、学位を授与される前に既に公表したときは、この限りでない。
- 2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない理由がある場合には、 学長の承認を受けて、博士論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができ る。この場合、学長は当該論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。
- 3 博士の学位を授与された者が行う前2項の規定による公表は、本学の協力を得て、インターネットの利用により公表するものとする。
- 4 前3項の規定により博士論文を公表する場合には、宮城大学において審査を受けた学位論文 又は学位論文の要約であることを明記しなければならない。

(学位授与の報告)

第16条 学長は、博士の学位を授与したときは、学位規則(昭和28年文部省令第9号)第1 2条の定めるところにより、文部科学大臣に報告するものとする。

(学位の取消し)

第17条 本学において学位を授与された者について、不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき又はその名誉を汚辱する行為があったときは、学長は、教授会又は研究科教授会の議を経て学位を取り消し、卒業証書・学位記又は学位記を返納させ、かつ、その旨を公表することができる。

(その他)

第18条 この規程に定めるもののほか、学士の学位について必要な事項は教授会において、修士又は博士の学位に関して必要な事項は研究科教授会において別に定めるものとする。

附則

この規程は、平成11年12月22日から施行し、平成9年度入学生から適用する。

附則

この規程は、平成13年2月28日から施行する。

附則

- 1 この規程は、平成15年4月1日から施行する。ただし、第11条、第12条の改正規定は、 平成15年2月26日から施行する。
- 2 この規程(前項ただし書の改正規定を除く。)による改正後の宮城大学学位規程の規定は、平成15年度入学生から適用し、この規程の施行の日の前日において在学する学生については、 なお従前の例による。

附則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (H21.4.1 第1回理事会)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (H22.6.28 第24回理事会)

この規程は,平成22年6月28日から施行し,平成22年4月1日から適用する。

附 則 (H23.11.30 第48回理事会)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (H25.2.27 第66回理事会)

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この規程による改正後の宮城大学学位規程の規定は、平成25年度入学生から適用し、この規程の施行の日の前日において在学する学生については、なお従前の例による。

附 則 (H25.9.25 第73回理事会)

- 1 この規程は、平成25年10月1日から施行する。
- 2 この規程による改正後の宮城大学学位規程第14条及び第15条の規定は、施行の日以後に博士の学位を授与した場合について適用し、同日前に博士の学位を授与した場合については、 なお従前の例による。

附 則 (H29.3.22 第120回理事会)

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 施行日の前日において在籍する者で、施行日以後も引き続いて在籍するもの(施行日以後に当該学部に転入学、編入学又は再入学したものを含む。)については、この規程にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (R4.3.23 第184回理事会)

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表(第12条関係)は、令和4年度食産業学群入学者から適用し、この規程の施行の日の前日において在学する学生については、なお従前の例による。

#### 様式1 (第4条関係)

(1) 修士(第3条第2項によるもの)

## 学位(修士)申請書

年 月 日

宮城大学長 殿

研究科 専攻 〇〇〇〇課程

学籍番号 氏 名

印

宮城大学学位規程第4条の規定に基づき、下記書類を添えて、修士(学)の学位を申請します。

記

- 1 研究題目
- 2 提出書類
  - (1) 修士論文又は特定の課題についての研究成果 3部(正本1部,副本2部)
  - (2) 修士論文又は特定の課題についての研究成果要旨 3部
- ((3) 関係資料 3部)

(2) 博士 (第3条第3項によるもの)

## 学位(博士)申請書

年 月 日

宮城大学長 殿

研究科 専攻 博士後期課程

学籍番号 氏 名

印

宮城大学学位規程第4条の規定に基づき、下記書類を添えて、博士(学)の学位を申請します。

記

- 1 研究題目
- 2 提出書類
  - (1) 博士論文 3部(正本1部,副本2部)
  - (2) 博士論文要旨 3部
- ((3) 関係資料 3部)

(3) 博士 (第3条第4項によるもの)

## 学位 (博士) 申請書

年 月 日

宮城大学長 殿

審査希望

研究科 氏 名 印

宮城大学学位規程第4条第2項又は第3項の規定に基づき、下記書類及び論文審査料を添え て,博士( 学) の学位を申請します。

記

- 1 研究題目
- 2 提出書類
  - (1) 博士論文 3部(正本1部,副本2部)
  - (2) 博士論文要旨 3部
- ((3) 関係資料 3部)
- 3 論文審査料
  - ※57,000円,別に定める方法にて納付後,コピーを添付 ※第4条第3項により論文審査料が免除されるものにあっては、在籍期間を証明する書類

様式2 (第11条第1項関係)

(1)学士 (第3条第1項によるもの)

第 号

卒業証書・学位記

氏 名年月日生

本学○○学群○○学類(○○コース※)所定の課程を修めて本学を卒業したことを認め学士 (○○学) の学位を授与する。

年 月 日

大学印

宮城大学長 氏 名 印

- ※) コースについては、事業構想学群、食産業学群のみ表記する。
- ※) 用紙は、日本工業規格A列4番とする。
- (2)修士(第3条第2項によるもの)

修第 号

学位記

氏名年月日生

本学大学院○○学研究科○○学専攻の○○○○課程を修了したので修士(○○学)の学位を授与する。

年 月 日

大学印

宮城大学長 氏 名 印

- ※) 用紙は、日本工業規格A列4番とする。
- (3)博士 (第3条第3項によるもの)

博第

号

学位記

氏 名年月日生

本学大学院○○学研究科○○学専攻の博士後期課程において所定の単位を修得し学位論文の審査及び最終試験に合格したことを認め博士(○○学)の学位を授与する。

年 月 日

大学印

宮城大学長 氏 名 印

※) 用紙は、日本工業規格A列4番とする。

#### (4)博士 (第3条第4項によるもの)

博第 号

学位記

氏 名 年月日生

本学に博士の学位論文を提出し、その審査及び最終試験に合格したことを認め博士(○○学) の学位を授与する。

年 月 日

大学印

宮城大学長 氏 名 印

※) 用紙は、日本工業規格A列4番とする。

#### 別表 (第12条関係)

#### (1) 学士の学位に付記するもの

学群学類等の名称	専攻分野の名称
看護学群看護学類	看護学
事業構想学群事業プランニング学類	事業プランニング学
事業構想学群地域創生学類	地域創生学
事業構想学群価値創造デザイン学類	価値創造デザイン学
食産業学群生物生産学類	食産業学
食産業学群フードマネジメント学類	

#### (2) 修士の学位に付記するもの

研究科の名称	専攻分野の名称
看護学研究科	看護学
事業構想学研究科	事業構想学
食産業学研究科	食産業学

#### (3) 博士の学位に付記するもの

/ 14	
研究科の名称	専攻分野の名称
看護学研究科	看護学
事業構想学研究科	事業構想学
食産業学研究科	食産業学